

ソフトバンクでんき for Biz [高圧・特別高圧]

重要事項説明書

完全固定プラン

本書面は、お客さまが電気需給契約をお申込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項および第2項ならびに電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13にもとづき、お客さまとSBパワー株式会社との電気需給契約の概要、およびご注意が必要な事項を説明するものです。また、これに関連するサービスや電気料金に関わる詳細な情報は、Webサイトに掲載していますので、本書面とあわせて、必ずご確認ください。なお、電気の供給は、ソフトバンク株式会社の子会社であるSBパワー株式会社（以下「当社」といいます。）が行ないます。

1. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の電気需給約款[高圧・特別高圧]（令和8年10月1日実施）（以下「需給約款」といいます。）、個別契約条項[完全固定プラン]および当該一般送配電事業者の託送供給等約款ならびにその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、原則として当社指定の方法によって申込みをしていただきます。

2. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまからの申込みを当社が受け付けたときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合には、特段の定めがない限り、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

3. 供給電気方式、供給電圧および周波数

託送約款等にもとづき、供給電気方式および供給電圧は、供給電圧が高圧の場合は交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、供給電圧が特別高圧の場合は、供給区域および契約電力に応じて、需給約款に定めるとおりといたします。また、周波数は、北海道電力エリア、東北電力エリアおよび東京電力エリアの場合は、原則として標準周波数50ヘルツとし、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアおよび九州電力エリアの場合は、原則として標準周波数60ヘルツといたします。

4. 契約電力

契約電力は次によって定めます。

- (1) 契約電力が500キロワット以上の場合（協議制）

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 契約電力が500キロワット未満の場合（実量制）

各月の契約電力は、原則としてその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (3) その他

契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(1)によってすみやかに定めるとし、それまでの間の契約電力は、(2)によって定めます。

5. 請求金額の計算方法等

(1) 請求額等のご案内

月々の電気料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）によりお客さまにお知らせいたします。

(2) 電気料金の計算方法

電気料金は、基本料金、電力量料金、予備契約等の料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または力率割増しをしたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

その他、お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年14.5パーセントの割合（365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

② 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る検針期間または計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る検針期間または計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
なお、予備電力等の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時契約の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る検針期間または計量期間の始期から、翌年の4月の料金に係る検針期間または計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む検針期間または計量期間の終期といたします。）までの期間に、当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、

当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令」に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 電気料金の算定期間

前月の計量日（使用電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(5) 使用電力量の算定

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、電気料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、電気料金の算定期間において合計した値といたします。

なお、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

(6) 電気料金の支払義務および支払期日

電気料金の支払義務は検針日に発生し、支払期日は、検針日が1日の場合は当月の末日、検針日が1日以外の場合は翌月の末日といたします。

(7) 使用電力量等の計量

使用電力量または最大需要電力等の計量は、託送約款等にもとづき、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

6. 電気料金その他の支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社または媒介者が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

7. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、「1. 需給契約の申込み」および「2. 需給契約の成立および契約期間」等に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間の始期といたします。

8. 需給契約の廃止

お客さまが需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。ただし、廃止手続きに必要な書類の不備その他の理由により一般送配電事業者における廃止手続きが遅延した場合は、一般送配電事業者、お客さまおよび当社の協議により廃止日を決定するものとします。

9. 当社からの申し出による需給契約の解約

次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- ・電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・需給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他、需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・追加の保証金の提供を要請したにもかかわらず、保証金が提供されない場合
- ・振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ・破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ・強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ・公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・その他の理由で明らかに電気料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ・その他、需給約款に反した場合

10. 託送約款等の遵守

(1) お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の検針または計量値の確認、供給地点に至るまでの供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物（引込線、計量器等をいいます。）の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査等を実施するために、当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当該一般送配電事業者にご連絡くださいますようご協力をお願いいたします。

- ・電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがある場合
- ・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・供給設備を使用しないことが明らかな場合

(3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・当該一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ・当該一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合

11. 工事費負担金等相当額の申受け等

(1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気のご供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として当該一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

(2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

12. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合において、託送供給等約款に定めるところにより、料金または工事費の精算に係る請求を一般送配電事業者から当社が受けた場合には、当社または媒介者は、お客さまから当該精算に係る金額を申し受けます。

ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

13. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

14. 違約金

- (1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れたときは、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

15. 期中解約金について

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約の消滅日に、需給契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定される基本料金（需給契約の消滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率100パーセントとみなして力率割引をしたものといたします。）の10パーセントに相当する金額を、期中解約金として申し受けます。
 - ・ 契約期間満了に先だってお客さまがこの需給約款に基づく電気の使用を廃止しようとする場合
 - ・ 需給約款に基づく需給契約が解約され、または消滅する場合
 - ・ お客さま都合によって需給開始に至らないで需給契約を消滅しようとする場合
- (2) 期中解約金は、原則として、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

16. その他

- ・ 当社は、需給約款の内容を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- ・ お客さまが契約内容を変更または更新する場合、原則として電磁的方法により、変更または更新後の契約内容をお知らせいたします。

以 上

令和8（2026）年10月1日 実施



東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 佐藤和之
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕